

広報直島

2021 Apr. No.813

4

すな おな えが おの し ま

contents

- 02 令和3年度予算
- 04 令和3年度重点事業
- 06 町長あいさつ
- 07 建設経済課からのお知らせ
- 08 教育委員会からのお知らせ
- 10・14 カメラレポート
- 12 わがまちのカレンダー
- 15 まちづくり観光課からのお知らせ
- 18 住民福祉課からのお知らせ
- 19 住民福祉課・健康推進室からのお知らせ
- 20 健康推進室からのお知らせ
- 21 税務課からのお知らせ
- 22 ふれあい診療所からのお知らせ



町の人口 | 4月1日現在(先月比) 世帯数/1,585(+24) 人口/3,047(+13) 男/1,578(+13) 女/1,469(±0)
住民基本台帳法の一部を改正する法律により、人口は、外国人の方を含めた人数となっています。

町の面積 | 14.22km²

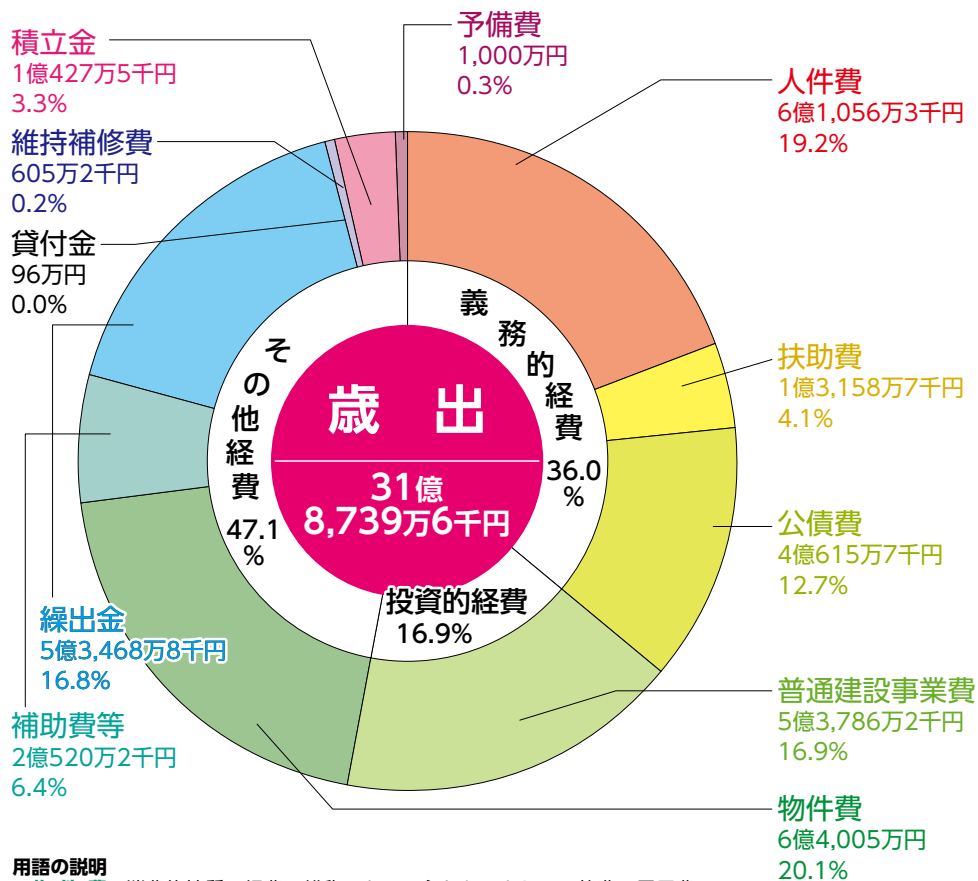
直島HP / <https://www.town.naoshima.lg.jp> E-mail / somu1@town.naoshima.lg.jp

みんなが笑顔で暮らせる町に

令和3年度の予算決まる

新年度の予算の概要と、町が取り組む主な事業を紹介します。

令和3年度一般会計および特別会計の予算案が、3月定例議会で可決されました。
 一般会計予算額は31億8,739万6千円で前年度と比較して、5,601万2千円(1.7%)の減となりました。
 引き続き、限られた財源で最大の事業効果を発揮するよう、町の発展・活性化を推進していくことを基本とした予算編成となっています。



用語の説明

- 物件費** 消費的性質の経費の総称であり、主なものとして、旅費・需用費・委託料などです。
- 扶助費** 児童・高齢者・生活困窮者などを援助するための経費であり、主なものとして、医療費などです。
- 補助費等** 各種団体に対する助成金や一部事務組合への負担金などの経費であり、主なものとして、負担金・補助金および交付金などです。
- 公債費** 町債の償還に係る経費です。
- 普通建設事業費** 道路・港湾・学校・庁舎等公共施設の新増設等の建設事業に要する経費です。

主な経費

〔一般会計〕

経費種別	金額(単位:千円)
総務費	21,780
行政情報通信サービス事業	1,000
石場地区雑木伐倒事業	53,104
社会保険・税番号制度システム整備等	193,800
積浦集会所等整備事業	1,250
直島出合い隊助成事業等	2,725
まちづくり景観整備助成事業	9,050
地域おこし協力隊	3,200
空き家改修等補助事業	4,140
民間賃貸住宅借上料等支援事業	153,842
直島応援寄附者返礼品等	47,732
町営バス運行関係	3,443
固定資産税土地異動更新業務	6,323
民生費	2,806
地域福祉計画策定業務	8,800
地域子育て支援拠点事業	2,500
出産奨励金(2人以上)	662
敬老会等	1,230
老人バス利用助成	20,651
総合福祉センター大規模改修事業	2,607
一時保育事業	2,703
子育て支援事業	4,200
子ども医療費助成事業	720
衛生費	4,262
看護学生修学資金貸付事業	2,924
母子健診等	
子どもインフルエンザ予防接種	

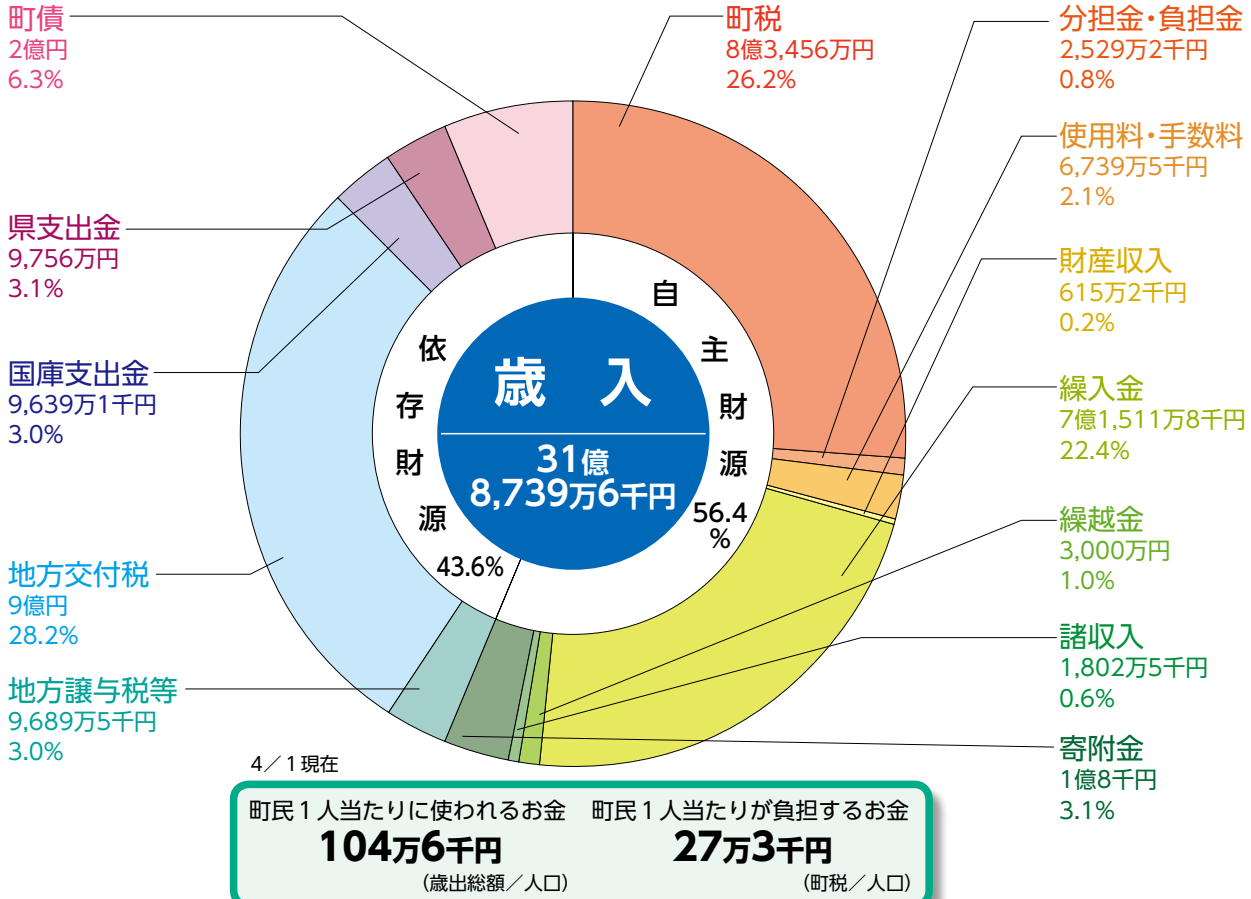
B型肝炎ウイルスワクチン接種等	311
住宅太陽光発電システム設置補助	800
エコアイランド補助	4,000
浄化槽設置整備事業補助	2,356
海岸漂着物回収抑制事業	1,678
焼却施設設備補修等	22,100
農林水産業費	5,929
有害鳥獣駆除事業	300
農道補修等	2,248
松くい虫防除事業	335
新型コロナウイルス対策漁業経営長期資金利子補給	3,000
釣公園運営業務	8,538
商工費	8,350
ふるさと海の家改修等	10,000
瀬戸内国際芸術祭2022運営負担金等	1,800
火まつり実行委員会助成	1,170
商工会助成	6,000
夏まつり助成	1,200
社宅整備費用助成	1,200
土木費	38,163
道路維持管理業務	4,642
宮ノ浦1号線舗装等	2,500
港湾施設パトロール事業	22,655
イルミネーション支援業務	40,800
横防地区急傾斜地崩壊対策事業等	27,968
屏風港4号防波堤改良等	3,770
内新田団地外壁改良等	440
民間住宅耐震対策支援事業等	
宮浦港ビジターバス管理業務等	

消防費	1,689
災害用備蓄品整備	3,100
各所改良等(消火栓含む)	1,793
小型動力ポンプ購入	23,880
救急患者搬送業務関係	
教育費	27,820
本村教職員宿舍改修	4,107
高校生通学航路費等補助	700
少年・青年活動助成	3,344
小学校各所改良等	61,361
中学校各所改良等(堅穴区画改修含む)	4,510
放課後児童健全育成事業	1,490
国際交流推進協議会(Naoshima Egg事業)	850
文化協会助成	1,650
女文案補助事業等	1,050
体育協会助成	1,453
スポーツ少年団助成等	1,457
西部公民館トイレ改修	
〔特別会計〕	
特定健康診査等事業	3,174
介護予防アクア運動教室等	2,540
診療所(自動血球計数CRP測定装置購入)	3,850
下水道(法適用支援業務)	8,000
下水道(長寿命化等)	61,700

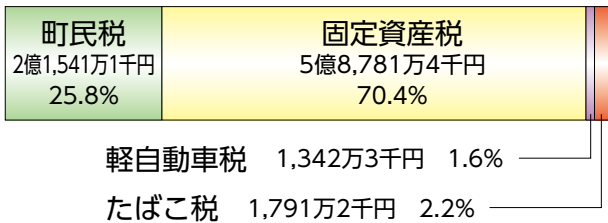
一般会計の予算は31億8,739万6千円

特別会計 14億9,443万3千円

簡易水道会計 5億7,964万8千円



町税 8億3,456万円の内訳



歳入構造別比較表

	依存財源	自主財源	合計
29年度	48.5%	51.5%	34億9,074万3千円
30年度	48.9%	51.1%	37億6,737万5千円
31年度	46.1%	53.9%	40億9,350万6千円
令和2年度	43.0%	57.0%	32億4,340万8千円
令和3年度	43.6%	56.4%	31億8,739万6千円

特別会計予算額

会計名	令和3年度	令和2年度	前年度対比
国民健康保険事業	4億6,237万9千円	4億5,855万6千円	0.8%
介護保険事業	4億0,814万4千円	4億0,714万6千円	0.2%
診療所事業	2億7,214万8千円	2億9,515万9千円	▲7.8%
後期高齢者医療事業	6,243万8千円	6,457万5千円	▲3.3%
下水道事業	2億6,559万0千円	1億9,950万7千円	33.1%
宅地造成事業	2,373万4千円	2,701万2千円	▲12.1%
合計	14億9,443万3千円	14億5,195万5千円	2.9%

簡易水道事業会計予算額

項目	令和3年度	令和2年度	前年度対比
収益的収入	4億7,587万1千円	4億7,112万2千円	1.0%
収益的支出	4億6,284万4千円	4億5,832万3千円	1.0%
資本的収入	1億1,177万7千円	9,807万7千円	14.0%
資本的支出	2億4,346万9千円	3億9,262万1千円	▲38.0%

令和3年度の重点事業

～新規事業等主なものを紹介します～

※詳しいお問い合わせは各担当課まで

1 ハード事業

◎一般会計

新 …新規事業 **継** …継続事業

新 積浦集会所等整備事業 (約190,000千円)

積浦集会所等は、旧建築基準で建てられており、昭和50年の建築から45年が経過し、経年劣化による老朽化も進んでいるため、将来予想される南海地震などに対する防災面での強化を図るため、集会所・消防団2分団屯所の建替え工事を行います。

継 総合福祉センター大規模改修 (約20,000千円)

総合福祉センター本館は、平成7年の事業開始から26年目となり、建物を維持していくためには計画的に改修を行う必要があるため、プール機械室のボイラー設備更新を行います。

継 焼却施設設備補修(約17,000千円)

町焼却施設の定期的なメンテナンス整備や消耗部品の交換を行い、施設の安定操業を行うこととしています。主な内容としては、ごみクレーンの整備・焼却炉耐火物修理・ガス冷却室耐火物の修理などです。

新 資源化施設整備補修(約3,000千円)

町資源化施設の粗大ごみ処理破砕機の消耗部品交換等整備を行い、施設の安定操業を行うこととしています。

継 ふるさと海の家改修(約6,400千円)

ふるさと海の家つつじ荘は、平成24年度から計画的に改修を行っています。令和3年度については、シャワー室の外壁等補修およびトイレ・浴室棟の天井新設工事を行うものです。

新 町道宮ノ浦1号線舗装(約11,000千円)

道路ストック総点検で傷みの激しい箇所としてリストアップされた箇所の舗装打替え工事です。

新 町道宮ノ浦49号線道路改良(約9,000千円)

町道の既設側溝や溝蓋が経年劣化により傷んでおり、水路の布設替および舗装打替え工事を行うものです。

新 町道追出4号線道路改良(約5,000千円)

以前から周辺住民より、路肩の法面が崩れて危険なので修繕してほしいと要望のあった箇所の改良工事を行うものです。

継 横防地区急傾斜地崩壊対策事業 (約18,000千円)

地域住民から急傾斜地崩壊対策事業を申請したいと要望もあり、対策事業を実施するもので、施工延長80m、法面高9.4mの法面にモルタル吹付工740㎡施行し、崩壊対策を行うものです。

新 屏風港4号防波堤改良 (約11,000千円)

近年の潮位上昇により、港内の係留船の安全が脅かされることから地元自治会の要望を受け防波堤のかさ上げ改良工事を2カ年で行うものです。

継 内新田団地外壁等改良(約24,000千円)

多くの町営住宅では老朽化が進んでおり、適切な改善を実施して住宅ストックとして維持していく必要があるため、町営住宅ストック総合計画及び公営住宅等長寿命化計画を策定し、計画に沿って改善を進めています。

令和元年度より内新田団地の外壁等の改良を数年計画で実施中です。1棟2戸の屋根・外壁の塗装、とい・鋼製建具の取替え等を実施します。

新 本村教職員宿舎改修(約28,000千円)

本村教職員宿舎は平成元年に建設され32年が経過し老朽化による経年劣化のため、これから2カ年で内装と外装の改修を行うものです。

新 中学校堅穴区画改修（第1期）
（約60,000千円）

中学校校舎の階段各所を防火区画として区分けするため、3カ年計画で堅穴区画を設置し、生徒のより安全性の向上を図ります。

継 公共下水道長寿命化工事
（約50,000千円）

下水道のストックマネジメント計画にもとづき、計画的に下水道処理施設の更新工事をしていくものです。内容としましては、浄化センター汚水処理の主要設備であるオキシレーションディッチエアレーション装置の交換やマンホールポンプ操作盤の交換などを予定しています。

◎水道会計

新 本村地区配水管更新工事（約54,000千円）

役場前から本村港まで延長約350mの配水管を耐震性のある水道用ポリエチレン管に更新するものです。

2 ソフト事業

◎一般会計

新 救急患者搬送業務負担金(3,000千円)

玉野市と直島町との間における救急業務の事務委託に関する協定をし、町の救急患者を宇野から、玉野消防本部の救急車で医療機関に搬送することに対して、業務委託をするものです。

新 地域福祉計画策定業務(約2,700千円)

この計画は、社会福祉法に定められる地域福祉計画であり、町の地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定めるものです。令和3年度中に現計画を改定し、第2期となる「直島町地域福祉計画」を策定することとしています。

継 スポーツ活動推進事業（約900千円）

町とミズノ(株)とが、教育・研究・文化振興・人材育成・スポーツ振興・社会貢献等の分野において、地域創りのため連携協力する事業の一環です。

直島町人事異動

- ◆退職 3月31日付（ ）内は、旧職名
岡本 徳広（教育次長）
野田 有美（主幹保育教諭）
植村 怜太（住民福祉課主事）
玉井 光介（町立診療所看護師）

- ◆任期満了 3月31日付（ ）内は、旧職名
須藤 雄也（町立診療所所長医師） ※県からの派遣期間終了
井上 依里（町立診療所医師） ※県からの派遣期間終了

- ◆異動 4月1日付（ ）内は、旧課名
【総務課】 課長補佐 和島 純一（環境水道課）

【デジタル推進室】（新設）

- 室長 前田 浩作（総務課）
- 主査 大塚 愛貴（まちづくり観光課）
- 主査 河本 篤人（議会事務局）

令和3年度よりまちづくり観光課内室として、「デジタル推進室」が新設されました。

【環境水道課】

- 課長補佐 中野 崇（幼児学園）
- 課長補佐 植田 由紀（幼児学園）

【住民福祉課】

- 課長 山本 保夫（健康推進室）
- 課長補佐 堀口 亮（まちづくり観光課）

【健康推進室】

- 室長 三宅 美紀（健康推進室）

【税務課】

- 課長 手塚 常義（建設経済課）

【出納室】

- 室長補佐 赤松 武（税務課）

【議会事務局】

- 主査 下津 沙希（総務課）

【教育委員会事務局】

- 次長 岡本 美由紀（住民福祉課）

【幼児学園】

- 次長補佐 手塚 陽子（出納室）

【県へ派遣】

- 主任主事 加藤 謙明（総務課）

◆採用 4月1日付

- 幼児学園園長 武田 光弘
- 教育委員会事務局 秋友 佑斗
- 健康推進室 田中 咲良
- 税務課 西口 慎
- 住民福祉課 湊 康平
- 町立診療所医師 吉野 智博
- 町立診療所医師 金森 大樹
- 町立診療看護師 中塚 愛
- 幼児学園保育士 荒木 彩耶加
- 幼児学園保育士 西村 早貴
- 幼児学園保育士 谷川 寛大

「町の財政状況・新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について」

令和3年度が始まりました。

4月は例年、桜やつつじなどが咲き誇る季節であり、また、職場や学校においても、就職や進学など新しい門出や出会いの時期であり、気持ちも晴れやかに感じられる季節でもあります。

町におきましても、年度の始まりの月であります。今年、行政職・3名、保健師・1名、保育教諭3名、看護師1名の新規採用職員を迎えたほか、行政サービスのデジタル化を進めるため、まちづくり観光課の課内に新たに「デジタル推進室」を設けるなど、新たな陣容でスタートすることとなり、改めて気持ちを引き締め、これまで以上の行政サービスの提供に努めてまいり所存であります。

さて、毎年4月号の広報では、その年に町が実施する重点事業などを紹介させていただいておりますが、今回は、今年度の予算編成を含め「町の財政状況」などの私の考え方について、ご説明させていただきます。

先月に行われた町議会定例会での一般質問に対する答弁でも、述べさせていただいておりますが、町の財政状況の現状は、行政サービスを提供するために必要な経費を補うための費用を、町の貯金である「財政調整基金」を取り崩し、財源確保しなければ、予算が組めない「厳しい状況下」にあります。

なお、その最大の要因は、私が町長就任前の大型公共施設の整備により、その事業費の財源の大部分を償還期限の短い起債に依存したため、毎年、多額の起債償還額（町の借金）等に充当する必要性が生じたことによるものであります。

これらのことは、私が町長就任当初から認識しており、その頃から借金の返済額の増加を抑制するため、これまでより町債の借り入れを抑制してきたことや、新規事業の絞り込みを行うなど、収支バランスの健全化のための対策を取り組んできた結果、昨年度末の財政調整基金残高は、前年度末から14,000千円ほど増加となる見込みであることや、プライマリーバランス（その年度のみ基礎的な財政収支）については、黒字化に転換できたことなど、3年後の起債償還額の減少までの道筋に目途が立ってきたことから、早期の財政健全化に向けて一定の効果が表れ始めております。

しかしながら、今後、地方自治体を取り巻く環境は、予断を許さない状況が続くと思われまますので、財政再建に取り組みながら、住民サービスの向上を目指すため、効率的な行政運営に努め、引き続き町の発展に繋がる取り組みを進めてまいります。

続きまして、当町の新型コロナウイルス感染症のワクチン接種現状について、ご説明させていただきます。

昨年、今年と続いているコロナ禍において、町民の皆様方におかれましては、日常生活での感染予防対策や大人数での花見や歓送迎会の自粛など、我慢を強いられる状態が続いており、心理的に重い負担がかかっているのではないかと、案じております。

町では、現在、国や香川県などの関係機関との情報収集・連携を図りながら、ワクチン接種に向けた準備を進めています。

当初のスケジュールでは、昨年度中に医療従事者、今年4月からは、65歳以上の高齢者を対象としたワクチン接種を開始する予定でありましたが、テレビや新聞でも報じられているとおり、地方自治体へのワクチンの供給が大幅に遅れており、当町においても、人数分のワクチン確保の目途が不透明であったことから、接種開始時期を5月中旬とせざるを得ない状況にあります。

なお、接種の対象者となる高齢の方などにつきましては、先月下旬に個別案内させていただいており、接種予約についても、4月12日(月)から開始いたします。

この他、詳しい情報につきましては、改めて広報紙・ふれあい通信などでお知らせしますので、皆様のご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。



建設経済課からのお知らせ

～住まいの耐震診断・耐震改修工事を実施しませんか～
直島町民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付制度

制度の概要

町では、下記の要件に該当する耐震診断や耐震改修工事等に要する費用について、その一部を補助します。

(1) 補助を受けられる方	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有し、自ら所有する住宅*の居住者である ・町税等の滞納がない ※民宿は「住宅」に該当しません。
(2) 対象となる住宅の要件	<p>町内にある住宅で、下記の要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ①昭和56年5月31日以前に建てられた一戸建て住宅、または長屋建て住宅（住宅の用に供する部分が過半以上の併用住宅も含む） ※枠組壁工法・丸太組工法の住宅、賃貸住宅、社宅は除く ②耐震対策を行った後も主たる居住の場として利用する ③建築基準法の規定に違反していない ④耐震診断や耐震改修工事等を過去に行っていない ⑤簡易耐震改修工事にあつては、木造の住宅に限る
(3) 補助の内容	<ul style="list-style-type: none"> ①耐震診断（補助金の額）＝耐震診断に要した費用（補助対象経費）×9/10 ※ただし、9万円を限度とする。 ②耐震改修工事（実施設計費用も含む） （補助金の額）＝工事に要した費用の100万円まで全額補助 ③簡易耐震改修工事（実施設計費用も含む） （補助金の額）＝工事に要した費用の50万円まで全額補助 ④耐震シェルター等設置工事 （補助金の額）＝工事に要した費用の20万円まで全額補助

※上記の他にも審査要件等がありますので、詳しくはお問い合わせください。

令和3年度補助申請の最終受付期限：令和4年1月21日【金】

補助を希望される方は、申請書類に必要書類を添付して、期日までに役場建設経済課へ申請してください。

申請窓口 役場建設経済課 HP <http://www.town.naoshima.lg.jp/>

直島町民間危険ブロック塀等撤去補助事業

地震や台風などの災害時に、ブロック塀の倒壊による被害を防止するため、倒壊する恐れのあるブロック塀等の撤去工事に対し、補助金を交付します。

■申請受付期限 令和4年1月21日(金)まで

■補助対象者

ブロック塀等の所有者・ブロック塀等のある土地の所有者・ブロック塀等のある土地にある建築物の所有者

■対象物

道路に面し、点検の結果、転倒の恐れがあると判定されたブロック塀等

※道路や点検結果に一定の条件あり

■補助額 次のいずれか少ない額

●撤去工事に要する経費の4/5

●1敷地あたり16万円

詳しくは、お問い合わせください。

お問い合わせ 建設経済課 ☎087-892-2224



教育委員会からのお知らせ

東京2020オリンピック聖火リレー直島町ランナーについて

4月17日(土)に町にて行われる、東京2020オリンピック聖火リレーのランナーのうち、香川県実行委員会選出のランナー2名が決定しましたのでお知らせします。



たにわき りゅうと
谷脇 琉斗さん



なるせ とうこう
鳴瀬 東光さん

このほか、スタート地点では小学生によるサポートランナーが聖火ランナーと一緒に走ります。

ゴール地点では中学2、3年生によるダンスプログラムが行われ、ゴールするランナーを迎えます。

当日は多くのボランティアの皆さんにより、聖火リレーが運営されます。

直島町聖火リレーの成功に向けて、皆さん応援をよろしくお願い致します。

詳細について 東京2020オリンピック・パラリンピック
聖火リレー香川県実行委員会
<https://kagawa-relay.jp/>

奨学金の貸し付けについて

町では、中学校および高等学校の卒業生で、下記の要件等を満たす方に対して、月額最大20,000円の範囲内で奨学金の貸し付けを行っています。

- ①町に1年以上住所を有する者
- ②向学心が旺盛で性行の善良な者

- ③経済的な理由により修学することが著しく困難である者
- ④原則として、他の制度から貸し付けを受けられない者

貸し付けを希望される方は、**教育委員会事務局**までご相談・お問い合わせください。

直島町少年スポーツ等活動費補助について

未来を担う子どもたちが、スポーツなどの活動で、夢と希望をもって幅広く選択ができるよう、活動に要する経費の一部を支援する『直島町少年スポーツ等活動費補助』を、今年度も引き続き実施します。

対象者

中学校部活動または町内にスポーツ少年団などの活動がなく、そのため町外の非営利スポーツ等活動団体に所属し、活動を行っている中学生およびその付き添いの保護者とします。

対象経費

フェリー車両運賃、小型高速旅客船（高松便に限る）運賃となります。

補助金の額

対象経費の2分の1。ただし、限度額は年度内で5万円とします。

締切日 第1次締め切り 9月末日
第2次締め切り 3月末日

申し込み先 教育委員会事務局

青年・少年活動助成事業の募集について

未来を担う青年・少年が地域社会のなかで生き生きと活動できるために、また、町民の皆さんが自ら活動を活発化させようとする事業に対して、財政面で支援させていただく『生き生き青年活動補助』『少年の夢み活動補助』を令和3年度も引き続き実施いたします。

事業の概要等は次のとおりですので、積極的なご応募をお待ちしております。

対象となる事業

町内に所在または住所を有する団体または個人が企画し実施する事業全般で、例えば音楽会・奉仕活動・文化活動・

スポーツ活動事業などが考えられます。ただし、営利目的のものや、宗教的・政治的な宣伝意図のあるものなどは対象となりません。

補助金の額

1事業あたり、20万円を限度とします。同事業を継続する場合、4年目以降は10万円を限度とします。

応募の締切日 第1次締め切り 4月末日
第2次締め切り 7月末日

申し込み先 教育委員会事務局

お問い合わせ 教育委員会 ☎087-892-2882

教育委員会からのお知らせ

移動図書館巡回日程表

移動図書館をはじめて利用される方へ

- 移動図書館を利用するには、高松市図書館利用者カードが必要です。
- 町内に住所を有する方は、どなたでもカードの交付を申請し、無料で図書を借りることができます。
- 交付申請は、利用申込書に所定の事項を記入し、住所（免許証・健康保険証）の確認できるものを提示してください。
その場で、「利用者カード」を交付します。

- 1 貸出冊数 1人 15冊まで 2 貸出期間 次の巡回日まで（約1カ月間）
3 巡回ステーション日程表



令和3年								令和4年			
4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
30日 (金)	28日 (金)	25日 (金)	16日 (金)	24日 (金)	29日 (金)	26日 (金)	24日 (金)	28日 (金)	28日 (月)	25日 (金)	【午前】西部公民館 11:20~12:10
											【午後】役場車庫前 13:00~13:40

◎天候等でやむを得ず巡回を中止する場合があります。ご不明な場合は、高松市中央図書館（☎861-4501）までお問い合わせください。

【注意】図書館ではインターネットによるサービスを行っていますが、移動図書館は対象となっていませんのご注意ください。

「シルバーカルチャー教室」に参加しませんか！

町民参加の生涯学習事業として「シルバーカルチャー教室」の受講生を下記の内容で募集いたします。60歳以上の町民の方ならどなたでも参加できますので、この春から何か新しいことを始めようとお考えの方は、ぜひお気軽にお申し込みください。

- 趣 旨** 高齢化社会を楽しく、豊かに生活するための学習の機会を提供することにより、生涯にわたる学習意欲の向上を図ります。
- 主 催** 教育委員会
- 期 間** 令和3年5月から翌年3月まで、年間15回程度開催予定
- 場 所** 西部公民館ほか
- 受 講 料** 無料（ただし、教材費が別途必要な場合があります）
- 対 象 者** 町内に住所を有する60歳以上の方

内 容 講演会や人気の脳トレ教室、町内の各種イベントへの参加など、1回の講座につき1時間から2時間程度です。

申し込み

受講を希望される方は、4月19日（月）までに教育委員会事務局へ次の①～④の内容をご連絡ください。

- ①住所（地区名）
- ②氏名
- ③生年月日
- ④電話番号（連絡先）



前年度の教室風景です。
（医療保険制度について）

文化講座受講生の募集について

公民館活動の一環として、本年度も文化講座を開講します。多数のご参加をお待ちしております。また、下記講座以外にも新しく講座を開講する予定です。開設準備が整い次第、「広報直島」や「ふれあい通信なおしま」にて受講者の募集をいたします。

受講ご希望の方は、教育委員会事務局へご連絡ください。（申込締切 4月19日（月））

※定員になり次第、締め切らせていただきますのでご了承ください。

文化講座一覧表

講座名	講 師	代表世話人	会 場	開催期間	募集人数	備 考
英会話講座	デイビッド・エルビー	田岡 雅代	西部公民館 第1研修室	4月～2月 第1回 4月22日(木)	20名	延べ8回（平日開催予定）19:00～21:00 2時間 ※日常的に役立つ英会話を学習します。 お気軽にご参加ください。
ヨガ講座	那須 澄雄 大谷 こづえ	那須 澄雄 大谷 こづえ	西部公民館 第2・3研修室 直島ホール 研修室	5月～2月 第1回 5月8日(土) 西部公民館	20名	延べ10回（毎月第2土曜日、8、11月は第3土曜日） 10:00～11:30 1時間30分 ※奇数月は西部公民館・偶数月は直島ホールで開催 深い呼吸に合わせて、全身をくまなくほぐし、 体やわらぎ、心やすらぐヨガを体験してみませんか。

※葬儀など、都合により時間帯・場所等は変更することがあります。また、感染症対策などにより、開催回数に変更になることがあります。
※町内にお住まいの方ならだれでも参加できます。

お問い合わせ 教育委員会 ☎087-892-2882

3月5日(金)

直島フレンドパーク

スポーツ推進委員会主催で第4回直島フレンドパークが中学校体育館で開催され、21組42名が参加しました。5種類のミニゲームを家族・友人などの2人1組で協力してチャレンジし、楽しい時間を過ごしました。



卒園式・卒業式

幼児学園卒園式・小中学校で卒業式が行われました。幼児学園の園児、小学校の児童、中学校の生徒はそれぞれ通い慣れた園舎、校舎に別れを告げました。今年は新型コロナウイルス感染予防のため、一部規模を縮小して行われましたが、先生と保護者の方の温かなまなざしに見送られ、卒園生、卒業生は新たな一歩を踏み出しました。

中学校 3月12日(金)



小学校 3月15日(月)



幼児学園 3月16日(火)



直島町役場電話番号 (ご用の方は下記の番号にお尋ねください。) 市外局番(087)

総務課 892-2222
 2220
まちづくり観光課 892-2020
デジタル推進室 892-2221
住民福祉課 892-2223
 2226
健康推進室 892-3400
教育委員会 892-2882

建設経済課 892-2224
税務課 892-2296
ふれあい診療所 892-2266
環境水道課 892-2225
出納室 892-2295
議会事務局 892-2297
社会福祉協議会(総合福祉センター)
 892-2458

救急連絡先 直島町立診療所 ~ふれあい診療所~ (☎087-892-2266)

木(Thu)

金(Fri)

土(Sat)

15

住 出張年金相談
 (役場) 9:30~12:30
 (西部公民館) 13:00~16:00

紙類 本島全地区

16

健 狂犬病予防注射
 (横防公園) 9:30~ 9:50
 (西部公民館) 10:00~10:20
 (役場) 10:30~11:00
 (積浦集会所) 11:10~11:30

燃えるごみ 本島全地区

17

教 東京オリンピック聖火リレー
 11:40~12:06

22

健 乳幼児他健診
 (福祉センター会議室)
 9:00~13:00受付

総 行政相談
 (直島ホール) 10:00~

紙類 本島全地区

23

燃えるごみ 本島全地区

24

29 昭和の日

紙類 本島全地区

30

健 済生丸健診
 (本村港)
 受付時間 9:30~10:30
 13:00~14:00

教 移動図書館
 (西部公民館) 11:20~12:10
 (役場車庫前) 13:00~13:40

燃えるごみ 本島全地区

5 / 1

6

健 みんなの健康教室
 (西部公民館) 10:00~11:00

紙類 本島全地区

7

住 人権相談
 (西部公民館)
 10:00~12:00

燃えるごみ 本島全地区

8

13

紙類 本島全地区

14 

燃えるごみ 本島全地区

15

★横断歩道では、歩行者優先がルールです。

ごみは可燃物・紙類・不燃物(小型家電含む)・資源(空き缶、ガラスビン・ペットボトル・プラスチックボトル、発泡スチロール、蛍光灯、乾電池)にきちんと分別して、決められた日に、決められた袋に入れてステーションへ出ししましょう。

【可燃物の日】 燃えるごみ


《本島全地区》毎週月・水・金曜日

【不燃物・資源の日】 不燃資源

《本島全地区》毎週火曜日
 《離島地区(屏風島・向島)》
 第3水曜日

【紙類の日】 紙類

《本島全地区》毎週木曜日

【戌の日】 

安産を願って腹帯を巻き参拝する日

4

APRIL

わがまちの カレンダー

NAOSHIMA CALENDAR

2021. April/May

日 (Sun)

月 (Mon)

火 (Tue)

水 (Wed)

4/11

12

教 幼児学園入園式 9:30~

13

14

燃えるごみ 本島全地区

不燃資源 本島全地区

燃えるごみ 本島全地区

18

19

20



21

燃えるごみ 本島全地区

不燃資源 本島全地区

燃えるごみ 本島全地区

不燃資源 離島地区

25

26

27

診 泌尿器科外来
※午前中のみ

28

健 済生丸健診
(宮浦港)
受付時間 9:30~10:30
13:00~14:00

燃えるごみ 本島全地区

不燃資源 本島全地区

燃えるごみ 本島全地区

2



3

憲法記念日

4

みどりの日

5

こどもの日

燃えるごみ 本島全地区

不燃資源 本島全地区

燃えるごみ 本島全地区

9

10

11

12

燃えるごみ 本島全地区

不燃資源 本島全地区

燃えるごみ 本島全地区

3月5日(金)

町表彰・教育委員会表彰

令和2年度・直島町表彰者

No.	氏名	規程根拠条文等	事績
1	イシイ セイスケ 石井 靖輔様 (令和2年9月12日逝去)	(功労者) 町表彰規程 第2条第2号	多年にわたり、地元企業として町の社会インフラの整備に貢献してきた。また、平成21年5月から12年余りの期間、町商工会副会長も務め、この間、町行政の発展及び商工業の充実に尽力された功績は多大である。
2	ハマモト テツオ 濱本 鐵雄様	(善行者) 町表彰規程 第2条第1号	10月21日に発生した救急患者輸送艇の自損事故において、自己が所有する船舶を用い、迅速に曳航作業を施し、被害を最小限にとどめたほか、その後の調査等についても労力を惜しまず全面的に協力するなど、被害拡大防止および早期復旧に尽力した功績は多大である。
3	シタミチ モトユキ 下道 基行様	(善行者) 町表彰規程 第2条第1号	宮ノ浦のギャラリーで町民を対象としたさまざまなイベントを開催したほか、昨年7月には「岡山芸術文化賞」グランプリを受賞。また一昨年の「ベネチア・ビエンナーレ国際芸術展」に出展するなど、日本のみならず世界を股にかけて活躍していることは、町の誇りであり、表彰に値するものである。

令和2年度・感謝状贈呈者

No.	氏名	規程根拠条文等	事績
1	マツシタ ケイチ 松下 啓一様	町表彰規程 第3条	平成20年4月に町教育委員会委員に就任し、平成21年3月からは、委員長(新制度へ移行後は、教育長職務代理者)も務め、令和2年3月31日をもって退任した。この間、本町の学校教育・社会教育等の充実、発展に尽力された功績は多大である。
2	サナダ 株式会社 真田トラスト様	町表彰規程 第3条	今般のコロナ禍において、高価な非接触型検温器を寄贈し、町内の感染拡大防止対策に寄与した功績は多大である。
3	フクシマ タカシ 福島 節様 フクシマ マキ 福島 真希様	町表彰規程 第3条	本人たちからの申し出により、幼児学園の園歌を無償で制作していただいた。この園歌は明るく楽しく親しみやすいメロディーで、ほとんどの園児が歌えるなど人気の歌として幼児学園で定着している。幼児学園の財産となる楽曲の無償提供により、町の幼児教育に対して多大な貢献をされた。
4	ナオンマジュウ 直島塾様	町表彰規程 第3条	昨年の新型コロナ感染拡大期において、消毒資機材の確保が困難な時期に、その資機材を確保・寄贈し、町内の感染拡大防止対策に寄与した功績は多大である。
5	オチウミ ナルヒト 落海 考人様	町表彰規程 第3条	今般のコロナ禍において、マスク着用を呼びかけるため、自ら制作したアート作品を海の駅なおしまに設置し、町内の感染拡大防止対策に寄与した功績は多大である。

令和2年度・直島町教育委員会表彰者

No.	氏名	規程根拠条文等	事績
1	スギ アリサ 杉 亜里紗様 (直島小学校5年生)	町教育委員会 表彰規程 第2条第5号	令和2年度香川県小学生選抜陸上競技大会において、5年女子走り高跳びで1位に輝いた功績は多大である。





まちづくり観光課からのお知らせ

社宅整備費用の助成制度について

町内で社宅を建設する事業者に対し、建設工事費の一部を助成する制度を設けています。

【社宅とは】

事業者が雇用している従業員の居住を目的として新たに建設する住宅を指します。

【助成の対象者】

- 助成の対象者は、以下の要件をすべて満たす方に限ります。
- 町内に入居可能世帯数が2世帯以上の社宅を建設する事業者
 - 市区町村税を滞納していない事業者

【助成額】

助成額は、入居可能世帯1世帯につき20万円です。

【交付の条件】

交付にあたっては、以下の条件があります。

- 入居する従業員とその家族が、町に住民登録するよう促すこと
- 入居率の向上に努めること

【用途変更の制限】

助成金交付後5年間は、社宅以外の用途に変更してはいけません。

みんなのまちづくり事業の募集について

集まった仲間同士で、「こんな町おこしをしたい」とか、「こんなイベントをすれば町が活気づく」と考えることをしてみませんか。町民の皆さんが自ら考え自ら行うまちづくり事業に対して、町が財政面で支援する『みんなのまちづくり事業』を、今年度も引き続き実施いたします。

事業の概要等は次のとおりですので、積極的なご応募をお待ちしております。

●対象となる事業

町民または町内にある団体等が自主的に実施するまちづくり事業全般で、例えば調査研究事業・研修事業・交流イベント事業・ボランティア事業などがあります。ただし、

営利目的のものや、宗教的・政治的な宣伝意図のあるものなどは対象となりません。

- **補助率** 補助対象経費の3分の2以内

●補助金の額

1事業当たり30万円を限度とします。
同事業で4年目以降の場合は、15万円を限度とします。

- **応募の締切日** 第1次締め切り 4月末日
第2次締め切り 7月末日

- **申し込み先** まちづくり観光課

特産品開発に関する補助制度について

町内で特産品の開発をしようとする個人・団体・法人に対し、その経費の一部を補助する制度を設けています。コロナ禍で大変な時期ではありますが、こんな時だからこそ何か新しい特産品を開発し、町のPRになるものを考えてみませんか。

【特産品】

- 「特産品」とは、以下の要件をすべて満たすものとします。
- 町の産品（町内で生産された原材料）を用いて加工・製造されたもの
 - 販売が可能なもの
 - 広く町民や観光客に親しまれると見込まれるもの

【補助対象者】

補助対象者は、以下のいずれかであって、町税等の滞納がなく、事業を継続できると認められる方。

- 町内に住所を有する個人
- 町内に住所を有する方が代表者となっている団体
- 町内に事業所を有する法人

【補助対象事業】

補助の対象となる事業は、以下のとおりです。

- 特産品を開発し、商品化する事業
- 既存の特産品を改良し、新たに商品化する事業

【補助対象経費】

- 補助の対象となる経費は、次のとおりです。
- 特産品の開発に要する経費（消耗品費、原材料費等）
 - 品質検査、栄養成分分析等に要する経費
 - 商品のパッケージ、ラベル等の製作に要する経費
 - 商品PRに係る広告、宣伝に要する経費
 - その他、必要と認められる経費
- ※人件費は補助対象外となります。

【補助金の額】

補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内（50万円を上限とし千円未満の端数は切り捨て）を限度とします。

お問い合わせ まちづくり観光課 ☎087-892-2020



本村地区(景観重点地区)内で家や外構を 新築・改修等する場合には事前に役場へ届け出が必要です！

景観に係るまちづくりを重点的に進めていくべき地区として本村地区を重点地区に指定しています。

そこで、本村地区（景観重点地区）の美しい風景とまち並み景観を保全していくことを目的として平成25年4月1日より、下記内容の行為等をする場合には事前に役場へ届け出が必要となっています。重点地区内にお住まいの皆さんには大変お手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

(届け出が必要な行為)

- ①建築物
 - 建築物の新築、増築、改築または移転
 - 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更
- ②工作物等（屋外広告物・塀・柵・門等）
 - 工作物の新築、増築、改築または移転
 - 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更

※景観に合わせた形での新築・改修等には補助金の交付がありますので、次のページの「まちづくり景観活動をご支援します〈第1期募集〉」をご覧ください。

※ご不明な点などありましたら、お気軽にお問い合わせください。



まちづくり観光課からのお知らせ

まちづくり景観活動をご支援します 〈第1期募集〉

平成14年4月1日に施行された「直島町まちづくり景観条例」では、「直島の景観をよりすばらしいものにしていくための活動をしたい」など、まちづくり景観活動を積極的に取り組む皆さんに技術的・財政的に予算の範囲内で支援していくことを定めた「直島町まちづくり景観条例に基づくまちづくり活動補助金交付要綱」を制定しています。

町内外の個人、グループ、または団体などが行うまちづくり景観活動を広く支援しますので、積極的なご応募をお待ちしています。

事業の概要は、以下のとおりです。

①補助の対象となる景観整備事業ならびに補助金の額→別表のとおり

例えばこのようなときに……

「古い伝統ある建物を改修して保存したい」^{注1)} → ア)

「門・塀などをまち並みに合うように改築したい」^{注2)} → イ)
 「道路沿いを花いっぱいにしたい」 → ウ)
 「直島の歴史を本にして後世に残したい」 → ウ)
 「直島の伝統行事などを後々まで保存していきたい」 → ウ) など

注1) ただし、景観重要物件に指定された建物等に限りません。

注2) ただし、重点地区内（現在、本村地区の一部のみ）の建物に限りません。

②申請の締め切り

4月30日(金)まで

申請様式についてなど、さらに詳しい内容・お問い合わせについては、まちづくり観光課までご連絡をお願いします。

別表

補助の対象となる事業		対象工事・経費	補助率	補助限度額
条例に基づきまちづくりを推進するために必要な事業	ハード事業	①外壁、屋根、軒裏、開口部など建築物等の外観を構成する部分の修繕、模様替えで保存のために必要な構造耐力上主要な部分の修繕を含む ②門、塀、工作物およびアプローチなど、建築物に付属するものの修繕、模様替え ③その他当該景観重要物件を良好な状態で保存するために必要と認められる工事	2/3 (1/3)	600万円 (300万円)
	ソフト事業	①建築物の新築、増改築、修繕等の工事費のうち外観にかかる経費 ②門、塀、垣根の新築、増改築、修繕等の工事費のうち外観にかかる経費	1/3 (1/6)	100万円 (50万円)
	ウ) 条例の目的にもとづいたまちづくり活動で景観審議会が認める事業	調査研究費、計画策定費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、原材料費、その他町長が特に必要と認める経費	2/3 (1/3)	30万円 (15万円)

※()内は営利を目的としたもの

春の全国交通安全運動

4月6日(火)～15日(木)

運動の基本 「車より 人が優先 讃岐マナー」

運動重点

- 1 子供と高齢者をはじめとする歩行者の安全の確保
- 2 自転車の安全利用の推進
- 3 歩行者等の保護をはじめとする安全運転意識の向上
- 4 すべての座席のシートベルトの着用とチャイルドシート正しい使用の徹底
- 5 飲酒運転の根絶

お約束の時間やフェリーの時刻などには余裕をもって出発し、いつもより少しゆっくり運転してみましょ。町内の走りなれた道路でも安全運転を心がけ、交通事故のない住みよい町づくりにご協力ください。

春になるとウォーキングなど運動をするのも気持ちのいい季節となりました。日没以降に外出する時は反射材を着用し、自分の位置を知らせることで事故を防ぎましょう。反射タスキは、役場総務課にて配布しておりますのでぜひご利用ください。

また、交通指導員として通学する子どもたちの交通指導や見守りをしていただける方を若干名募集しております。興味のある方は、お問い合わせください。



お問い合わせ まちづくり観光課 ☎087-892-2020



住民福祉課からのお知らせ

～国民健康保険に加入されている皆さんへ～

高額療養費制度とは

高額療養費とは…1カ月分の医療費が高額になった場合、年齢や所得階層により決められている自己負担限度額を超えた額が申請により支給されます。対象となるのは、保険が適用される診療費用に限られます。(入院時の食事代や差額ベッド代、保険適用外の先進医療に係る費用などは対象外です。)



●70歳未満の方の自己負担限度額（月額）

所得区分	所得	3回目までの限度額	4回目以降の限度額※
住民税課税世帯	901万円超	252,600円+ (総医療費-842,000円) × 1%	140,100円
	600万円超 901万円以下	167,400円+ (総医療費-558,000円) × 1%	93,000円
	210万円超 600万円以下	80,100円+ (総医療費-267,000円) × 1%	44,400円
	210万円以下	57,600円	
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円

※過去12カ月間に高額療養費の支給が4回以上あった場合のこと

70歳以上75歳未満の方の高額療養費は、外来（個人単位）の限度額を適用した後に、外来+入院（世帯単位）の限度額を適用します。

●70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額（月額）

所得区分	外来（個人単位）の限度額	外来+入院（世帯単位）の限度額	4回目以降の限度額※1
課税所得690万円以上	252,600円+ (総医療費の総額-842,000円) × 1%		140,100円
課税所得380万円以上 690万円未満	167,400円+ (総医療費の総額-558,000円) × 1%		93,000円
課税所得145万円以上 380万円未満	80,100円+ (総医療費の総額-267,000円) × 1%		44,400円
一般	18,000円 (年間上限額144,000円)	57,600円	44,400円
低所得者Ⅱ※2	8,000円	24,600円	—
低所得者Ⅰ※3	8,000円	15,000円	—

●年間上限額は、8月から翌年7月まで累計額に対して適用されます。

※1過去12カ月間に高額療養費の支給が4回以上あった場合のこと。

※2低所得者Ⅱとは、同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の人（低所得者Ⅰ以外の人）。

※3低所得者Ⅰとは、同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人。

高額療養費の支給時期は、医療機関にかかった月からおよそ2カ月後が目安となります。

なお、高額療養費の支給対象となる方については、町よりハガキ等にてお知らせしますので、下記のものをお持ちのうえ、役場住民福祉課までお越しください。

◎申請に必要なもの…

- ①病院・薬局等の領収書
- ②印鑑
- ③マイナンバーのわかる書類
- ④振込先の口座番号（世帯主名義）

お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-2223

●●●●●●●● 住民福祉課からのお知らせ ●●●●●●●●

出張年金相談を開催します

街角の年金相談センター高松（オフィス）による年金相談が開催されます。

●開催日 4月15日(木)

●場所・時間

- ・役場（1階会議室） 9：30～12：30
- ・西部公民館（研修室） 13：00～16：00

●相談内容

年金見込額、繰り上げ・繰り下げ、在職老齢年金、雇用保険との調整等

●年金請求・各種手続

老齢年金、遺族年金、障害年金、住所・口座変更等

●持参する物

免許証・年金手帳・年金証書・振込通知書など相談者本人であることが確認できるもの

※代理の方がご相談に来られる際には委任状および依頼を受けたご本人であることが確認できる書類（免許証等）が必要です。

国民年金や厚生年金等の年金加入期間を確認し、将来的な年金額や遺族年金を請求した場合の年金額の算出ができるなど、年金事務所と同等のサービスが受けられます。

町内で各種手続きが可能ですので、お気軽にご相談ください。



お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-2226

●●●●●●●● 健康推進室からのお知らせ ●●●●●●●●

狂犬病予防集合注射について

下記の日程で狂犬病予防集合注射を実施します。当日、都合の悪い方は、動物病院で個別に接種してください。

狂犬病予防法により、飼い犬には毎年1回、狂犬病予防注射を受けさせることが飼い主の方に義務付けられています。

狂犬病は、人にも感染する病気で、治療法の見つかっていない恐ろしい感染症です。

狂犬病の発生を防ぐために、犬を飼っている方は、必ず飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせるようにしてください。

●日程 4月16日(金)

●時間 横防公園 9：30～9：50
西部公民館 10：00～10：20
役場 10：30～11：00
積浦集会所 11：10～11：30

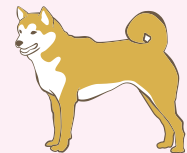
●料金 ・狂犬病予防注射料金 2,450円
※令和2年4月1日実施分から金額が変更となっています
・狂犬病予防注射済票交付料 550円
計：3,000円
・犬の登録手数料 3,000円（未登録の場合のみ）

【新型コロナウイルス感染拡大防止策について】

- ・咳や発熱等の症状がある場合は、集合注射会場への来場をお控えください。
- ・会場ではマスク着用、手指消毒にご協力ください。
- ※感染拡大状況によっては開催を中止する場合がありますのでご了承ください。

犬を飼っている方には3つの義務があります。

- ①住所地の市町村に飼い犬を登録すること。
- ②飼い犬に年1回、狂犬病予防注射を受けさせること。
- ③飼い犬に、鑑札と狂犬病予防注射済票をつけること。



※登録した犬が死亡した場合や所在地・所有者等が変更した場合は必ず健康推進室へ届け出てください。（転出の場合、所在地変更の手続きは異動先でお願いします。）

お問い合わせ 健康推進室 ☎087-892-3400



健康推進室からのお知らせ

春の済生丸健診のご案内

令和3年度の済生丸健診の健診日程は下記の通りです。受診希望の方は、受診できるかを確認の上、電話または健康推進室窓口にてお申し込みください。

日程	場所	受付時間	定員	診療内容	
4月28日 (水)	宮浦港	9:30~10:30	20名	【健診項目】 ●問診 ●身体計測 ●血圧測定 ●血液検査 ●尿検査 ●心電図検査 ●貧血検査 ※希望により、 肝炎ウイルス検査 前立腺がん検査 (男性:40歳以上のみ) も受診可能ですので、予約時にお申し込みください。 ※別途検診料が必要	【肺がん検診】 40歳以上の方が対象です。 ・胸部レントゲン ・喀痰検査 (※問診により対象となった方) 検診料が必要 ※肺がん検診のみを受診される方の受付時間は10:30~です。
		13:00~14:00	20名		
4月30日 (金)	本村港	9:30~10:30	20名		
		13:00~14:00	20名		
5月27日 (木)	宮浦港	9:30~10:30	20名		
		13:00~14:00	20名		
5月28日 (金)	本村港	9:30~10:30	20名		
		13:00~14:00	20名		

受診を希望される方は、健康推進室に、電話または窓口で申し込みください。
 定員に達した場合は受診をお断りさせていただく場合がありますので、ご了承ください。
 ※密集を避けるため、1日に健診できる人数が制限されています。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

【受診できる方】

- 直島町国民健康保険加入者 20歳~74歳の方
 - 香川県後期高齢者医療加入者 75歳以上の方
 - 社会保険加入者の被扶養者
 - ・20歳~39歳の方
 - ・40歳~74歳の方で保険者(職場)と香川県済生会病院が健診の契約をしている場合(詳しくは健康推進室までお問い合わせください)
- ※社会保険加入者本人は済生丸健診の受診はできないため、職場の健診を受けてください。

【健診料】

基本健診	500円(社会保険加入被扶養者については保険者ごとに異なります。)
前立腺がん検査	400円
肝炎ウイルス検査	400円(令和3年4月1日時点で40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳に該当する方のうち今まで検査を受けたことが無い方は無料)
肺がん検診(胸部レントゲン)	100円
肺がん検診(喀痰検査)	400円

【健診当日のお願い】

- ・入船前の検温・問診にご協力ください。
 - ・船内では、マスクの着用や手指消毒にご協力ください。
 - ・発熱等の風邪症状がみられる場合は、あらかじめ受診をお控えください。
- ※入船前の健康状態の確認や船内の消毒等で通常よりご案内に時間がかかることが予測されますのでご了承ください。

お問い合わせ 健康推進室 ☎087-892-3400

税務課からのお知らせ

後期高齢者医療保険料について

【保険料の算定について】

後期高齢者医療保険料の計算方法は、すべての被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて決まる「所得割額」の合計額からなり、被保険者の皆さんに個々に納めていただきます。

令和3年度の保険料率は、表のとおりです。（保険料率は県内すべての市町で同じです。）

●保険料率

区 分	令和2年度	令和3年度	増加額（率）
均等割額	49,800円	49,800円	増減なし
所得割率	9.78%	9.78%	増減なし

〈均等割の軽減〉

世帯の被保険者全員と世帯主の総所得金額などの合計額で軽減割合を判定します。

対象者の所得要件（世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額）	均等割の軽減	
	軽減の割合	軽減後の均等割額
*43万円+10万円×（※給与所得者等の数-1）以下	7割	14,900円
*43万円+（28.5万円×世帯の被保険者数）+（10万円×（※給与所得者等の数-1））以下	5割	24,900円
*43万円+（52万円×世帯の被保険者数）+（10万円×（※給与所得者等の数-1））以下	2割	39,800円

※一定の給与所得がある方と公的年金所得がある方

- ・賦課期日（4月1日）の世帯状況で判定しますが、年度途中で被保険者になられた方は、資格取得日が賦課期日になります。
- ・保険料（年額）の限度額は、一人につき64万円です。
- ・65歳以上の方は、公的年金所得について最大15万円を控除します。

★基礎控除額が33万円から43万円に変更

●保険料額の通知について

個人ごとの保険料額は、7月中旬に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。

【納付について】

①仮徴収（公的年金からの引き落とし）の対象の方

令和3年4・6・8月の公的年金からの引き落とし額（いわゆる天引き）は、令和3年2月引き落とし分と同額になります。ただし、新たに引き落としが始まる方（令和3年2月に引き落としされていない方）につきましては、令和元年中の所得を基に仮計算された額が引き落としされます。さらに、令和3年度の保険料額が確定後、10月以降の引き落とし分で残りの保険料額の調整が行われます。

②仮徴収の対象外の方

令和3年7月に保険料額が確定後、同月から納付書または口座振替による納付が始まります。その後、公的年金からの引き落としに移行できる方については、10月から引き落としが始まります。

保険料の納付方法が公的年金からの引き落としの方で、口座振替による納付に変更をご希望の方は、役場税務課までお申し出ください。なお、公的年金からの引き落としから納付書による保険料の納付への変更はできません。

お問い合わせ 税務課 ☎087-892-2296



No.165

ふれあい健康コラム

ふれあい診療所



認知症とうまく付き合う

<認知症ってなに?>

認知症とはさまざまな原因によって脳に変化が起こり、認知機能が低下してくることであり、認知機能が低下することで日常生活全般に支障が生じることを指します。

日本では高齢者の約4人に1人が認知症、もしくは前段階の軽度認知障害(MCI)とされています。さらに、今後の高齢化により認知症の方の数も増えてくると考えられています。

認知症の種類には代表的なもので4種類あります。

①アルツハイマー型認知症、②血管性認知症、③レビー小体型認知症、④前頭側頭型認知症です。また認知症と紛らわしい病気として、慢性硬膜下血腫や甲状腺機能低下症などがあり、治療により認知機能が改善するような場合もあります。

<もの忘れと認知症>

皆さん歳とともに忘れっぽくなるものです。加齢によるもの忘れと認知症の違いについてですが、一般的に何かヒントがあれば思い出せるのはもの忘れだと言われています。また日付や場所がわからなくなったり、作り話をする、探し物が誰かに盗られたと思ったりするなどのエピソードがあれば、認知症による症状



を考えます。心配な方は「認知症予防協会ホームページ」に自己診断テストがありますので、参照していただければ幸いです。

<認知症かなと思ったら>

認知症には誰もがなり得ます。大切なことは本人だけではなく、ご家族や周囲の方々も一緒になって認知症について考えていくことです。症状自体が進んだとしても、周りの方の理解や見守りで、入院や施設に入らず地域で過ごしていけるケースもあります。また、お薬で病状の進行を抑制できることもあります。

急な認知機能低下や家庭で何か困っていることなどがありましたら、かかりつけ医や地域包括支援センターにご相談ください。また住み慣れた直島で皆さんが少しでも長く生活できるように、診療所もお手伝いしたいと思っています。



講習を受けた認知症サポーターの方には
オレンジリングが手渡されます

(医師 吉野 智博)

お問い合わせ ふれあい診療所 ☎087-892-2266

くらしのワンポイントアドバイス

新型コロナワクチン接種の便乗詐欺に注意!

「『新型コロナワクチンが優先的に接種できる。』と電話があった。家族の名前や職業を聞かれたり、お金を銀行口座に振り込むよう要求された。」という相談が寄せられています。

ワクチン接種は無料です。接種の時期になると、町から「接種のお知らせ」が届きます。

町が、ワクチン接種のために金銭や個人情報を電話・メールで求めることはありませんので、金銭などを要求する電話があればすぐに切りましょう。

困ったときは一人で悩まずに「香川県消費生活センター ☎087-833-0999」または「消費者ホットライン 188 (局番なし)」へお電話ください。

▼**寄附のお礼**
濱本昭彦様より亡子濱本楓様の香典返しとして、直島町、直島町社会福祉協議会、直島小学校に対して金一封のご寄附がありました。

寄附のお礼

地区	氏名	年齢
屏風島	濱本 楓	22
宮ノ浦	田中 文彦	73

おくやみ (敬称略)
つつしんでご冥福をお祈りします

地区	誕生	お父さん	お母さん
積浦	水川 ² :20 悠 ^{はる} くん	和明 沙穂	
鷺ノ松	岩本 ³ :17 柳 ^{なつき} くん	和司 可奈子	

赤ちゃん誕生 (敬称略)

すこやかな成長をお祈りします

チャレンジ! 広報クイズ

Q.移動図書館が最初に来るのはいつでしょうか

- ①4月15日 ②4月30日 ③5月28日

(ヒントは、広報紙の中にあります)

3月号の答え ① 応募総数9通

【応募締め切り】4月30日(金)

クイズの答え・住所(地区)・氏名・年齢・電話番号・広報紙の感想を書いて、下記まで応募してください。正解者の中から抽選で記念品を差し上げます。応募は、1世帯1通に限ります。

【送り先】

〒761-3110 直島町1122-1
直島町役場総務課「広報クイズ4月号」係
E-mailでの応募は、somu1@town.naoshima.lg.jp

※当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。
※ご応募いただいた皆さんの個人情報は賞品発送のみに使用し、第三者に開示・提供することはありません。

★★ 募集しています ★★

皆さんの応募をお待ちしています。

わが家のスター

広報では、赤ちゃんや就学前のお子さんの写真をお待ちしています。掲載をご希望の方は、氏名(保護者・お子さん)・年齢・住所(地区)・電話番号・メッセージを添えて下記の宛先までご応募ください。

※写真でもデータでもOKです。

「俳句・川柳」、「ミニギャラリー」のコーナー

テーマはそれぞれ自由ですので、住所(地区)・氏名・年齢・電話番号を記入し、お気軽にご応募ください。

送り先

〒761-3110 直島町1122-1
直島町役場総務課「広報なおまじょ〇〇〇コーナー」
E-mailでの応募は、somu1@town.naoshima.lg.jp

締め切り:4月20日(火)

※紙面の都合で、掲載できない場合はご容赦ください。

玉野市休日当番医 市外局番(0863)

日	内科	外科	歯科
4月11	満木内科小児科(用吉)71-0747	山田クリニック(和田)81-7197	いのうえ(泰)歯科医院(八浜町八浜)51-3360
18	たなべ内科(八浜町八浜)51-3600	玉野市民病院(宇野)31-2101	井上(浩・輝)歯科医院(迫間)71-4818
25	油原医院(和田)81-8235	たなべメディカルハザードクリニック(玉)31-6803	垣内歯科医院(宇野)21-3414
29	由良病院(深井町)81-7125	近藤医院(東田井地)41-1061	木下歯科医院(田井)31-5545
5月2	のうの小児科医院(田井)33-9888	玉野三井病院(玉)31-4187	近藤歯科医院(西田井地)41-1566
3	井上内科医院(玉)21-2074	三宅内科外科医院(榎ヶ原)71-2277	桜井歯科医院(和田)81-8314
4	東条小児科医院(迫間)71-5110	玉野市民病院(宇野)31-2101	そのだ歯科医院(和田)81-6771
5	原田内科クリニック(宇野)31-1717	中谷外科病院(田井)31-2323	白髪歯科医院(築港)32-2880
9	こやま医院(八浜町見石)51-3333	みやもと整形外科(東紅陽台)71-3030	竹北歯科・矯正歯科クリニック(田井)31-0310

※診療時間は、内科・外科は9:00~17:00、歯科は9:00~12:00。
※休日当番医は都合により変更することがあります。

ふれあい診療所 外来診療担当医予定表(4月12日~5月14日)

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
4/12	13	14	15	16
午前 吉野・金森	午後 金森	午前 吉野・金森	午後 吉野	金森
19	20	21	22	23
午前 吉野・金森	午後 吉野	午前 吉野・金森	午後 金森	金森
26	27	28	29	30
午前 吉野・金森	午後 金森	午前 松木	午後 金森	午後 吉野
5/3	4	5	6	7
休診日	休診日	休診日	吉野	金森
10	11	12	13	14
午前 吉野・金森	午後 吉野	午前 吉野・金森	午後 金森	午前 金森
				午後 横山

※診療担当医は都合により変更することがあります。
※受付時間 8:30~11:30・14:00~16:00
※診療時間 9:00~12:00・14:30~16:30
※救急患者の場合は、診療時間外でも診療いたしますので、下記に電話してください。
(注意)訪問診療のため月曜日と水曜日の午後は医師1名体制としています。

(お知らせ)第4火曜日の午前中のみ泌尿器科
ふれあい診療所 ☎087-892-2266

*** Mini Gallery

ミニ ギャラリー ***



横防 岡崎 貢さんの作品
「福祉センターより見える宮ノ浦」

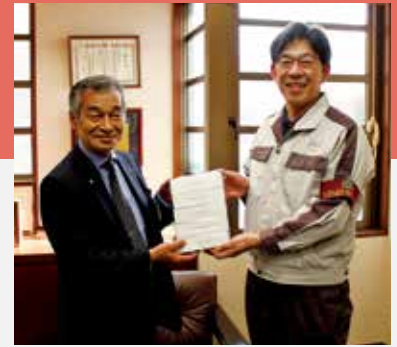


本村 森下 和子さんの作品
「チューリップ」

3月31日(水)
三菱マテリアル株式会社様より、
ボールペンのご寄贈をいただきました。

町に対し、高い抗菌性、抗ウイルス性を有する銅を使用したボールペン30本のご寄贈をいただきました。

ふれあい診療所等で活用させていただきます。ありがとうございます。



3月10日(水)
小中学校へ
「ボールペン」
の寄贈

三菱マテリアルトレーディング株式会社様より、卒業する児童生徒へ三菱マテリアル社製除菌性・耐変色銅合金を使用したボールペンをご寄贈いただきました。御礼申し上げます。



3月31日(水)「横断旗」の寄贈

三菱マテリアル直島製錬所労働組合を通じ、こくみん共済coopから小学校および中学校の子どもたちが安心・安全な登下校ができるように、横断旗を50本寄贈していただきました。町の交通安全のために使わせていただきます。



広報紙を刷新しました

今月号より全てのページがフルカラーとなり、カレンダーを広報紙の中央ページに掲載するようになりました。これからもより見やすく、分かりやすい広報紙になるよう作成していきます。